

## 2 自然公園法

〔公園事業の執行〕（第10条、第16条）

法の趣旨	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
公園事業の執行の認可等を要する行為	<p>次の施設で、当該地域の公園計画に定めるものの整備を行おうとする場合</p> <p>道路、橋、広場、園地、宿舍、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、乗馬施設、他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設、昇降機、運輸施設、給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚物処理施設、博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、野外劇場、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設</p> <p>協議一団、地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体 認可一上記以外の者</p>
認可等の必要な区域	<p>国立公園 国定公園</p>
認可権者等	<p>国立公園一環境大臣 国定公園一知事</p>
認可等の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。</li> <li>2 国立公園管理計画の規定に適合すること。</li> <li>3 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。</li> <li>4 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</li> <li>5 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</li> <li>6 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</li> </ol>

	<p>7 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</p> <p>8 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>9 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>10 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を有するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>11 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>

手続フローチャート

